

# 平成22年度まちなか再生支援専門家派遣事業実施要綱

## 第1 事業の趣旨

まちなか再生支援専門家派遣事業（以下「本事業」という。）は、市区町村のまちなか再生を目的とする取り組みに対し、個々の状況に即して、具体的・実務的ノウハウ等を有する専門家「まちなか再生支援専門家」を派遣し、まちなか再生に関する助言等を行うことにより、まちなか再生の初動期の事業に対するスタートアップ支援、または「まちなか再生総合プロデュース事業」を実施した事業など、進行中のまちなか再生事業に対する個別課題のフォローアップを行う。

## 第2 派遣の対象者

本事業の対象者は、まちなかの再生に取り組む市区町村とする。

なお、本事業で言う「まちなか」とは、居住・業務・公共・商業など各種機能が雑居し、周囲に比べ相対的に高い密度で定住人口と交流人口の両方が集中している区域であり、商店街だけを指しているのではない。

## 第3 派遣の内容

### 1 まちなか再生スタートアップ派遣

まちなか再生事業の取り組みに対する、現地調査（視察、ヒアリング、資料分析）、課題整理、アドバイス・提言、情報提供など。

### 2 まちなか再生フォローアップ派遣

「まちなか再生総合プロデュース事業」を実施した事業など、進行中のまちなか再生事業の個別課題をフォローアップする、具体的アドバイス、情報提供など。

## 第4 派遣の方法

### 1 まちなか再生支援専門家の選任

まちなか再生支援専門家の選任は、派遣内容を市区町村と協議のうえ、財団が行う。

### 2 派遣の人数及び回数

1件につき4人/回を限度とし、原則として、1回につき1～2日間の派遣とする。

### 3 実施期間

実施期間は、採択された日から平成23年2月末までとし、市区町村と協議のうえ、実施日を決定する。

## 第5 経費の負担

まちなか再生支援専門家の派遣に要する費用（専門家への旅費・謝金等）は、原則として、財団が全額負担し、財団から専門家へ直接支払う。

## 第6 申込手続

### 1 募集

財団は、本事業の利用を希望する市区町村を、政令指定都市については直接、その他の市区町村については都道府県を通じて募集する。また、まちなか再生ポータルサイトにも併せて掲載

する。

## 2 申込方法

本事業の利用を希望する市区町村は、下記の書類を政令指定都市については直接、その他の市区町村については都道府県を通じて財団に提出する。

### (1) まちなか再生支援専門家派遣事業申込書

(まちなか再生スタートアップ派遣：別記様式第1号の1)

(まちなか再生フォローアップ派遣：別記様式第1号の2)

### (2) まちなか再生支援専門家派遣事業調書（別記様式第2号）

### (3) 内容を補足する資料

## 3 申込書提出期限

平成22年2月19日（金）（財団必着）とする。

なお、必要に応じ、追加募集をすることがある。

## 第7 採択

### 1 採択通知

財団は、採否の結果を申込みのあった市区町村に通知する。また、併せて都道府県についても、当該都道府県内市区町村（政令指定都市を除く。）の採否を通知する。

### 2 採択件数

採択件数は総枠6件程度とする。

### 3 追加採択

当初募集に対する採択が、上記2の総枠を下回ると見込まれる場合には、予算の範囲内において、必要に応じ、追加して採択することができる。

この場合において、追加採択に係る追加申込については、予め財団と相談の上、行うこととし、申込方法は上記第6の2と同一とする。

## 第8 派遣の実施

### 1 決定通知

財団は、採択市区町村と協議の上、具体的内容、実施日、派遣するまちなか再生支援専門家等を決定し、その内容を通知する。

### 2 受入結果報告

事業を実施した市区町村は各回のまちなか再生支援専門家受入後2週間以内に、「まちなか再生支援専門家受入結果報告書」（別記様式第3号）を財団に提出する。

## 第9 まちなか再生支援協力委員会

財団は、本事業の円滑な推進を図るため、財団内に組織するまちなか再生支援協力委員会に意見を求めることができる。

## 第10 守秘義務

まちなか再生支援専門家は、本事業により知り得た情報については、公にされている事項を除き、

他に漏らしてはならない。

## 第 1 1 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施のために必要な事項は、別に定める。

○手続きフロー

